

工 大 祭 2 0 2 2 関 係 規 約

- 工大祭2022参加団体規約
- 工大祭におけるテックちゃんの利用に関する規約

○ 工大祭2022参加団体の規約

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 実行委員会（第5条～第7条）
 - 第3章 参加団体（第8条～第14条）
 - 第4章 工大祭
 - 第1節 参加に関する手続（第15条～第27条）
 - 第2節 参加申込金（第28条～第35条）
 - 第3節 参加団体総会（第36条～第39条）
 - 第4節 工大祭の運営等及び企画の実施等（第40条～第51条）
 - 第5章 指示及び監督
 - 第1節 指示（第52条）
 - 第2節 監督（第53条～第56条）
 - 第6章 手続
 - 第1節 申請（第57条～第63条）
 - 第2節 不利益処分（第64条）
 - 第3節 届出（第65条・第66条）
 - 第7章 雑則（第67条～第69条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、東京工業大学（以下「大学」という。）内外の団体による工大祭への参加の要件並びに工大祭実行委員会（この名称で組織される大学の公認サークルをいう。以下「実行委員会」という。）及び工大祭に関係する団体の権利義務に関して必要な事項を定めるとともに、実行委員会の所掌する事務を明らかにし、もって工大祭の円滑な開催に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規約において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体のうち、実行委員会以外のものをいう。

2 この規約において「申請」とは、規約に基づき、実行委員会の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して実行委員会が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

3 この規約において「不利益処分」とは、実行委員会が、規約に基づき、特定のもの名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分のうち、次に掲げる処分以外のものをいう。

一 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために規約上必要とされている手続としての処分

二 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

三 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

四 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の通知があったことを理由としてされるもの

4 この規約において「届出」とは、実行委員会に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、規約により直接に当該通知が義務付けられているものをいう。

5 この規約において「工大祭当日」とは、工大祭が開催される一又は複数の日をいう。

6 この規約において「工大祭期間」とは、工大祭当日並びに工大祭の準備日及び片付け日からなる期間をいう。

7 この規約において「企画」とは、工大祭当日に大学の大岡山キャンパス（以下「キャンパス」という。）で実施される、展示、実演、上演、上映、販売その他の一切の催しをいう。

8 この規約において「参加」とは、企画を実施することをい

う。

9 この規約において「参加資格」とは、実行委員会が団体に付与する、団体が工大祭に参加するための資格をいう。

10 この規約において「参加申請」とは、実行委員会に参加資格の付与を求める申請をいう。

11 この規約において「参加団体」とは、参加資格を有する団体であって、当該参加資格に関して定められた参加の意思表示の取消し期限（実行委員会から参加資格を付与された団体（以下「有資格団体」という。）が実行委員会の同意を得ることなく参加の意思表示を取り消すことができる確定期限をいう。第24条及び第26条第1項において同じ。）が経過したものという。

12 この規約において「責任者」とは、企画ごとに団体を代表する個人をいう。

13 この規約において「販売行為」とは、いかなる名目によるかを問わず、物の給付又は役務の提供をし、その対価を受け取る行為をいう。
（適用範囲）

第3条 この規約は、工大祭2022について適用する。ただし、第54条第2項の決定の効力については、この限りでない。

2 この規約は、次に掲げる企画については、適用しない。

一 研究室公開企画

二 フリーマーケット

三 美術作品展

四 前3号に掲げるもののほか、主として実行委員会が計画する企画であって、実行委員会が指定するもの（規約への同意）

第4条 参加申請をする団体及びその構成員は、この規約及びその団体が同意した規約に従わなければならない。

2 団体が実行委員会に参加申請をしたときは、その団体の全ての構成員は、この規約に同意しているものとみなす。

第2章 実行委員会

（所掌事務）

第5条 実行委員会は、実行委員会による工大祭の準備及び運営（以下「工大祭の運営等」という。）並びに団体による企画の準備及び実施並びに当該団体の運営（以下「企画の実施等」という。）に関する事項をつかさどる。

（行動指針）

第6条 実行委員会は、工大祭の運営等及び企画の実施等が円滑なものとなるよう努めなければならない。

2 実行委員会による権限の行使は、実行委員会の事務の実施のため必要な場合に限りてされなければならない。かつ、その手段が目的に比例したものでなければならない。

3 実行委員会は、その事務を行うに当たり、団体又はその構成員に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（通知の方法）

第7条 実行委員会がその事務を行うに当たって団体にする通知の方法は、口頭、書面、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法、電子メールの利用、実行委員会が管理するウェブサイト等への掲出その他の任意の方法とする。

第3章 参加団体

（参加団体）

第8条 工大祭への参加は、参加団体でなければ、することができない。

（企画区分）

第9条 団体は、工大祭で次の各号に掲げる企画を実施するときは、当該各号に定める企画区分の企画で工大祭に参加するものとする。

一 団体の構成員でない者が、自らが企画の実施の主体となることを内容とする請負、委任その他の契約に基づき、単独で、又は団体と共同して実施する企画であって、実行委員会がその契約の内容及び相手方その他の事情を勘案して他の企画と区別すべきであると認めるもの 共催企画

二 実行委員会が設置する野外ステージを使用して実施する企画のうち、共催企画以外のもの 野外ステージ企画

三 実行委員会が定める屋外の区画において露店、屋台店その他これらに類する形態で実施する企画のうち、共催企画以外のもの 模擬店企画

四 大学の講義室で実施する企画のうち、共催企画以外のもの 講義室企画

五 前各号に掲げるもの以外の企画のうち、第3条第2項各号に掲げる企画以外のもの その他企画（この名称を有する企画区分をいう。）

（責任者）

第10条 参加団体は、企画ごとに、その構成員の互選により責任者3人を選任し、かつ、責任者の中から第一責任者（企画において特に代表となる責任者をいう。次条第1項第4号及び第40条第1項において同じ。）を選定しなければならない。

2 責任者は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- 一 大学の学生又は教職員であること。
- 二 当該企画に係る団体の構成員であること。
- 三 実行委員会の構成員でないこと。
- 四 携帯電話を所有し、かつ、長期にわたる大学の休業日の間を含め、実行委員会からの連絡に遅滞なく応答することができること。

3 責任者は、前項各号に掲げる要件を具備しなくなったときは、その地位を失う。

4 一の企画に係る責任者である者は、他の企画に係る責任者となることができない。ただし、団体から同一人が2以上の企画に係る責任者となることを希望する旨の求めがあった場合において、実行委員会が当該求めに応じたとしてもなお当該2以上の企画に関係する全ての団体が適切に企画の実施等をするに足りる人的構成を有することとなると判断して当該求めに応じたときは、この限りでない。

5 責任者は、各自、自らが責任者となっている企画につき、団体を代表する。

6 責任者は、各自、自らが責任者となっている企画につき、企画の実施等に関する一切の行為をすることができる。

7 責任者が選任されているときは、団体に対する実行委員会の通知その他の行為は、責任者に対してすれば足りる。

8 前項の行為は、2人以上の責任者が選任されている場合であっても、1人の責任者に対してすれば足りる。

（責任者の届出等）

第11条 団体は、責任者を選任したとき（責任者を変更したことにより責任者を選任した場合を含む。）は、実行委員会が定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにして、その旨を実行委員会に届け出なければならない。

- 一 責任者の氏名
- 二 責任者が大学の学生であるときは、責任者の学籍番号
- 三 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先であって実行委員会が定めるもの
- 四 第一責任者であるか否かその他の責任者の別

2 前項の規定による届出をした団体は、その団体の責任者が前条第2項各号に掲げる要件を具備しなくなったときは、直ちに、その旨を実行委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした団体は、その届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を実行委員会に届け出なければならない。

4 団体は、やむを得ない事由があると実行委員会が認める場合に限り、責任者を変更することができる。ただし、規約若しくは規約に基づく命令又はこれらに基づく処分により責任者が解任されたことによってする責任者の選任については、この限りでない。

（責任者の選任がない場合等）

第12条 参加資格を有しない団体は、全ての責任者に事故があるとき、又は責任者の選任がないときは、参加資格の付与を受けることができない。

2 全ての責任者に事故があるとき、又は過去に責任者の選任があった場合において現に責任者の選任がないときは、団体

は、速やかに、その余の構成員の中から新たな責任者を選任し、これを前条第1項の規定により届け出なければならない。

3 有資格団体が前項に規定する場合に該当する場合において、同項の規定により前条第1項の規定による届出をしないときは、実行委員会は、当該団体の参加資格を停止することができる。

4 実行委員会は、前項の規定による処分に係る団体が第2項の規定により前条第1項の規定による届出をしたときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。
（構成員）

第13条 企画に係る責任者（全ての責任者に事故がある場合又は責任者の選任がない場合にあつては、構成員）のうちいずれか1人は、その企画に係る構成員の氏名を記載した構成員名簿を作成しなければならない。

（情報の取扱い）

第14条 団体及びその構成員は、実行委員会の事前の同意を得ることなく、実行委員会から開示を受け、又は知り得た一切の情報のうち、次に掲げる情報以外のものを、団体の構成員以外の者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 一 開示を受け、又は知得した時に、既に保有していた情報
- 二 開示を受け、又は知得した後に、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 開示を受け、又は知得した後に、実行委員会から開示を受け、又は知得した情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- 四 開示を受け、又は知得した時に、既に公知であった情報
- 五 開示を受け、又は知得した後に、自己の責めに帰することができない事由により公知となった情報

第4章 工大祭

第1節 参加に関する手続

（参加資格の付与単位）

第15条 参加資格は、企画ごとに付与するものとする。

（参加申請）

第16条 参加資格の付与を受けようとする団体は、実行委員会が定めるところにより、実行委員会に対し、企画ごとに、参加申請をしなければならない。

2 あらかじめ実行委員会によって工大祭への参加資格を付与しない旨の決定をされている団体は、参加申請をすることができない。

3 実行委員会は、団体が前項の決定の効果に係るか否かの判断をするに当たっては、構成員又は名称を勘案し、団体が同項の決定に係る他の団体に相当程度類似するものであると認めるときは、当該団体を当該他の団体と同一のものとみなすことができる。

（参加申請審査におけるくじの利用）

第17条 実行委員会は、参加申請に対する審査（以下この節及び第43条において「参加申請審査」という。）において参加資格を付与することが適当であると判断した企画（以下この節及び第48条第2項において「適格企画」という。）の数が企画区分ごとに定めた予定の企画の数（第20条第3項において「予定企画数」という。）を超えたときは、当該企画区分の適格企画について、くじを行うことができる。

（参加資格の付与に関する処分）

第18条 実行委員会は、参加申請審査をしたときは、当該参加申請をした団体に対し、決定で、次の各号のいずれかの処分をしなければならない。

- 一 参加資格を付与する処分
 - 二 参加資格の付与を拒否する処分
- 2 実行委員会は、前項の決定（次項の規定による変更後のものを含む。）によらなければ、前項各号に掲げる処分をすることができない。
- 3 実行委員会は、第1項第2号に掲げる処分をする決定を同項第1号に掲げる処分をする決定に変更する場合に限り、同項の決定を変更することができる。
（参加資格の付与）

第19条 実行委員会は、適格企画（第17条のくじを行った場合にあっては、当選したものに限り。）の参加申請をした団体に対しては、当該企画について、前条第1項第1号に掲げる処分をしなければならない。

（補欠企画）

第20条 実行委員会は、第17条のくじを行ったときは、当該くじにおいて当選しなかった適格企画（以下この条及び次条第1項において「補欠企画」という。）に当該くじで定めた順位を付し、補欠企画の名称その他の補欠企画を識別することができる情報及び順位を記載した補欠企画の帳簿（第3項において「補欠企画簿」という。）を作成しなければならない。

2 実行委員会は、補欠企画の参加申請をした団体に対しては、当該補欠企画について、第18条第1項第2号に掲げる処分をしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、実施される見込みがあるものと認める企画の数が予定企画数に満たないときは、当該予定企画数を充足するだけの企画を補欠企画簿から選定し、その選定された企画の参加申請をした団体に対し、当該企画について、第18条第1項第1号に掲げる処分をすることができる。この場合において、選定は、補欠企画簿の上位の企画から順にしなければならない。

（団体が補欠企画に係る参加資格の付与を拒否する場合）

第21条 企画が補欠企画に該当する場合において、当該企画の参加申請をした団体から当該企画が補欠企画に該当する場合には当該企画に係る参加資格の付与を希望しない旨の申出があったときは、前条の規定は、当該企画については、適用しない。

2 前項の場合には、実行委員会は、当該団体に対しては、当該企画について、第18条第1項第2号に掲げる処分をしなければならない。

（参加資格の付与の拒否）

第22条 実行委員会は、参加申請審査において参加資格の付与を拒否することが適当であると認める企画の参加申請をした団体に対しては、当該企画について、第18条第1項第2号に掲げる処分をしなければならない。

（参加資格の付与に関する処分の通知）

第23条 実行委員会は、第18条第1項各号に掲げる処分をしたとき（同条第3項の規定により決定を変更したことによってこれらの処分をした場合を含む。）は、団体に対し、同条第1項各号のいずれの処分をしたかを通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、第62条の規定によりされたものとみなす。

3 第18条第1項第1号に掲げる処分をされた団体は、第1項の規定による通知（当該処分に関するものに限り。）が到達した時から、当該企画に係る参加資格を有するものとする。

（参加の意思表示の取消し期限の設定及び提示）

第24条 実行委員会は、参加の意思表示の取消し期限を定め、前条第1項の規定による通知の時以前に、当該通知を受ける団体にこれを示さなければならない。

2 実行委員会は、参加の意思表示の取消し期限を、前条第1項の規定による通知から相当の期間を設けたものとしなければならない。

3 実行委員会は、第1項の規定により団体に参加の意思表示の取消し期限を示した後は、これを変更することができない。

（参加の意思表示の取消しによる参加資格の喪失）

第25条 有資格団体は、参加の意思表示を取り消したときは、参加資格を失う。

（参加申込金の支払義務）

第26条 有資格団体は、参加の意思表示の取消し期限が経過した時に、企画ごとに、参加申込金を実行委員会に支払う義務を負う。

2 前項の義務を負う団体は、参加資格を失った場合であって

も、同項の義務を免れない。

（参加団体による参加の意思表示の取消し）

第27条 参加団体は、実行委員会の同意を得ない限り、参加の意思表示を取り消すことができない。

2 実行委員会は、参加団体による参加の意思表示の取消しに同意した場合であっても、参加金を当該団体に返還する義務を負わない。ただし、第31条第1項の規定により実行委員会が参加金を返還すべきときは、当該返還すべき参加金については、この限りでない。

第2節 参加申込金

（参加申込金）

第28条 参加申込金は、参加金及び参加保証金からなる。

2 参加金の額及び参加保証金の額は、実行委員会が定める。この場合において、実行委員会は、これらの額を、企画区分その他合理的な区分に応じて企画ごとに異なるものとすることができる。

3 実行委員会は、団体が参加申請をすることができる期間の開始の時以前に、前項の規定により定められた参加金の額及び参加保証金の額を公示しなければならない。

4 実行委員会は、前項の規定による公示の後には、第2項の規定により定められた参加金の額及び参加保証金の額を変更することができない。

5 参加申込金の徴収に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

6 団体が参加申込金として支払った金銭の額（以下この項において「支払額」という。）が第2項の規定により定められた参加金の額及び参加保証金の額の和に満たないときは、同項の規定により定められた参加金の額（支払額がこれに満たない場合にあっては、支払額）を当該団体が参加金として支払った金銭の額とみなし、支払額からこれを差し引いた額を当該団体が参加保証金として支払った金銭の額とみなす。

（参加金）

第29条 参加金は、実行委員会が工大祭の運営等のために使用するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による目的のためでなければ、参加金を使用してはならない。

3 実行委員会は、参加金を、適正に使用しなければならない。

（参加保証金）

第30条 参加保証金は、参加保証金を支払った団体又はその構成員が故意又は過失により発生させた損害の賠償のために実行委員会が使用するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による目的のためでなければ、参加保証金を使用してはならない。ただし、次条第2項の規定により参加保証金の全部又は一部の返還を拒否したときは、当該全部又は一部の参加保証金は、前条第1項の規定による目的のために使用することができる。

3 実行委員会は、参加保証金を、適正に使用しなければならない。

（参加申込金の返還）

第31条 実行委員会は、企画を開催しないことを次の各号に掲げる期間内に発表したときは、当該開催しないことが発表された企画の参加申請をした団体に対して、当該団体が当該企画についての参加金として支払った金銭の額から第28条第2項の規定により当該企画について定められた参加金の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額以下の額であって実行委員会が定めるものを差し引いた額（当該額が0を下回るときは、0とする。）の金銭を返還しなければならない。この場合において、この返還は、参加金の返還とみなす。

一 令和4年8月15日まで 0

二 令和4年8月16日から令和4年9月15日まで 10分の3

三 令和4年9月16日から令和4年9月30日まで 10分の5

四 令和4年10月1日から令和4年10月13日まで 10分の7

五 令和4年10月14日から10分の10

2 実行委員会は、参加保証金が工大祭の終了後も残存しているときは、当該残存する参加保証金を支払った団体に、当該参加保証金を返還しなければならない。ただし、実行委員会は、団体について次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対しては、参加保証金の全部又は一部の返還を拒否することができる。

一 団体又はその構成員が規約（当該団体が同意したものに限る。以下この号において同じ。）若しくは規約に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したと合理的に判断するとき。

二 団体による企画の実施等によって人の生命、身体又は財産に対する危害が発生したとき。

三 団体が参加団体である間に参加の意思表示を取り消したとき。

（返還請求権）

第32条 実行委員会は、工大祭が終了した後は、返還する参加申込金の額を確定させる事務を行い、これを完了させなければならない。

2 実行委員会は、前項の事務を速やかに完了させるよう努めなければならない。

3 実行委員会は、返還する参加申込金の額が確定したときは、速やかに、当該額を団体に通知しなければならない。

4 団体の参加申込金の返還請求権は、当該団体が前項の通知を受けた時に発生する。

5 前項の返還請求権は、これが発生した日の翌日から起算して90日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか遅い日までに行使しないときは、消滅する。

（返還の場所）

第33条 実行委員会は、参加申込金の返還請求権を有する団体又はその構成員の現在の住所以外の場所において参加申込金を返還することができる。

2 実行委員会は、前項の規定により参加申込金を返還しようとするときは、当該団体に対し、その旨を通知しなければならない。

（返還に必要な費用）

第34条 参加申込金の返還に必要な費用は、返還を受ける団体の負担とする。

（実行委員会が定める方法による返還）

第35条 実行委員会は、多数の団体に対して参加申込金の返還に係る事務を行う場合におけるその事務の負担の軽減を図るため、参加申込金の返還の方法及びこれによる返還の事務の実施に必要な事項を定め、この方法によって参加申込金を返還することができる。

2 実行委員会は、前項の規定により参加申込金を返還しようとする場合において、団体が同項の方法によって参加申込金の返還を受けるためにすべき手続があるときは、これを定め、あらかじめ、これを団体に示さなければならない。この場合において、実行委員会が定める手続は、団体の参加申込金の返還請求権が時効によって消滅する時よりも十分に前にすることができるものでなければならない。かつ、社会通念に照らし団体にとってすることが困難なものであってはならない。

3 参加申込金の返還請求権を有する団体は、前項前段の場合であっても、同項の手続によることなく、参加申込金の返還を請求することができる。

4 参加申込金の返還請求権を有する団体は、第2項前段の場合において、同項の手続をしなかったときは、参加申込金の返還の請求をするまでの間は、参加申込金の返還を受けることを拒んだものとみなす。

5 実行委員会は、参加申込金の返還請求権を有する団体から参加申込金の返還の請求を受けたときは、第1項の規定をもって当該返還を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

第3節 参加団体総会

（参加団体総会の招集権を有するもの）

第36条 参加団体総会（参加団体によって構成される総会をいう。以下この節及び第40条第1項において同じ。）は、実行委員会が招集する。

（参加団体総会の場所等）

第37条 実行委員会は、参加団体総会をキャンパス内で開催するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これをキャンパス以外の場所で開催することができる。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、当分の間、参加団体総会を場所の定めのない参加団体総会とすることができる。

（参加団体総会の招集の通知）

第38条 実行委員会は、参加団体総会を開催しようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を、参加団体に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、参加団体総会を開催し、かつ、前条第2項の規定により参加団体総会を場所の定めのない参加団体総会としようとする場合においては、あらかじめ、参加団体総会への出席に特定の日時における行為を要するときにあつてはその日時及び方法を、その他のときにあつては団体が参加団体総会の内容を知ることができる方法を、参加団体に通知しなければならない。

（出席に関する特則）

第39条 次条第1項の規定にかかわらず、共催企画及び野外ステージ企画に係る責任者は、参加団体総会に出席することを要しない。

第4節 工大祭の運営等及び企画の実施等

（責任者の責務）

第40条 第一責任者は、参加団体総会が招集されたときは、これに出席しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該企画に係る他の責任者が出席することができる。

2 講習会その他の催しであつて実行委員会が指定するものには、全ての責任者が出席しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると実行委員会が認めるときは、この限りでない。

3 企画実施場所の指定を受けた参加団体が企画を実施しているときは、その企画に係る責任者のうちいずれか1人は、企画実施場所に常駐していなければならない。ただし、その企画に係る他の責任者と交代することはできる。

（構成員以外の者による企画の実施の許可）

第41条 構成員でない者（共催企画に係る第9条第1号の者を除く。）に企画を実施させようとする団体は、その者ごとに、実行委員会の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けようとする団体は、この項の規定により前項の許可を求める旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実行委員会に申請しなければならない。

一 企画の名称その他の企画を識別することができる情報

二 その者の氏名又はその芸名その他氏名に代えて用いられるもの

三 実施しようとする企画の内容（その者が関係する部分に限る。）

四 必要な警備その他の特別な取扱いがあるときは、その旨及びその内容

3 実行委員会は、第1項の企画の実施が工大祭の運営等に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

（広告宣伝の許可）

第42条 相手方又は第三者の事業についての広告又は宣伝となる行為を企画の実施中にすることを内容とする契約を締結しようとする団体は、締結しようとする契約ごとに、実行委員会の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けようとする団体は、この項の規定により前項の許可を求める旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実行委員会に申請しなければならない。

一 企画の名称その他の企画を識別することができる情報

二 契約の相手方

三 契約に係る前項の行為

3 実行委員会は、第1項の行為が工大祭の運営等に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

(参加申請との関係)

第43条 実行委員会は、第41条第1項の許可の申請又は前条第1項の許可の申請が参加申請に併せてされたものであるときは、当該申請に対する審査を当該参加申請に対する参加申請審査に併せてしなければならない。かつ、当該審査の内容を当該参加申請審査において勘案しなければならない。

(共催企画に関する届出)

第44条 共催企画の参加申請をする団体は、参加申請に併せて、第9条第1号の者につき、次に掲げる事項を実行委員会に届け出なければならない。

- 一 その者の氏名又はその芸名その他氏名に代えて用いられるもの
- 二 実施しようとする企画の内容（その者が関係する部分に限る。）
- 三 必要な警備その他の特別な取扱いがあるときは、その旨及びその内容

(企画の準備及び実施上の制限)

第45条 工大祭期間中に販売行為をしようとする団体は、あらかじめ、実行委員会の承認を得なければならない。

2 工大祭期間中に車両をキャンパスに入構させようとする団体は、あらかじめ、実行委員会の承認を得なければならない。

3 企画の実施に当たって食品を提供しようとする団体は、あらかじめ、実行委員会の承認を得なければならない。

4 前3項に定めるもののほか、実行委員会は、交通上、安全上、防火上、衛生上その他工大祭の運営等の上で必要であると認めるときは、企画の準備又は実施に関する事項につき、団体が承認を受け、又は通知をすることを要する旨の決定をすることができる。

5 実行委員会は、第2項から前項までの承認の求めがあったときは、工大祭の運営等に支障がない限り、その承認をするものとする。

(企画実施場所の指定)

第46条 実行委員会は、企画の実施に当たってキャンパス内における区画の使用を必要とする参加団体に対し、企画実施場所を指定する。

2 実行委員会は、参加団体からの求めがあったときは、指定した企画実施場所を変更することができる。ただし、新たに当該参加団体に指定しようとする企画実施場所が既に他の参加団体に指定されているときは、実行委員会は、当該他の参加団体の同意を得て当該他の参加団体に代替の企画実施場所を指定した場合でなければ、当該変更をすることができない。

(物品の使用に関する制限)

第47条 実行委員会は、企画の実施に当たって特定の物品を使用しようとする団体に対し、当該物品又は当該物品とは異なる特定の物品を特定の者から購入し、又は借り受けるべき旨の制限を加えることができる。

(複数の企画の実施)

第48条 団体は、複数の企画を実施することができる。ただし、複数の模擬店企画を実施することはできない。

2 実行委員会は、第17条のくじを行う場合において、当該くじを行う企画区分の適格企画の中に同一の団体が参加申請をしたものが複数あるときは、当該同一の団体が参加申請をした企画の数から1を減じた数までを限り、当該企画を当該くじにおいて当選しなかったものとみなすことができる。この場合における第1節の規定の適用については、第20条第1項中「以下」とあるのは「第48条第2項の規定により当該くじにおいて当選しなかったものとみなされるものを含む。以下」と、「当該くじで定めた」とあるのは「補欠企画について改めて行うくじで定めた」とする。

3 実行委員会が参加保証金を第30条第1項の規定による目

的のために使用するときには、当該団体の参加保証金は、損害額を充足するまで、いずれの企画について支払われたものであっても使用するものとする。

4 実行委員会は、構成員又は名称を勘案し、団体が他の団体に相当程度類似するものであると認めるときは、当該団体を当該他の団体と同一のものとみなすことができる。この場合においては、前3項の規定を適用する。

(テックちゃんの扱い)

第49条 団体及びその構成員は、工大祭におけるテックちゃんの利用に関する規約に従わなければならない。

(遵守事項)

第50条 団体及びその構成員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 工大祭2022公式ロゴを使用するときには、工大祭2022公式ロゴ使用ガイドラインに従うこと。
- 二 工大祭期間中に発生した廃棄物を、実行委員会が定めるところにより、適切に処理すること。
- 三 工大祭期間中に実行委員会がする清掃を補助すること。
- 四 実行委員会から、又は実行委員会のあっせんにより借用した物品を、工大祭の終了後、実行委員会が定めるところにより、返却すること。
- 五 工大祭期間中に火気を使用するときには、実行委員会が指定した消火器具を設置し、必要なときに直ちにこれを使用できる状態にしておくこと。
- 六 食品を取り扱うときは、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置を講じること。
- 七 企画実施場所を使用した後は、これを原状に回復すること。
- 八 企画の実施等において障害が発生したときは、その旨を直ちに実行委員会に報告し、かつ、解決に向けて実行委員会に協力すること。
- 九 団体又はその構成員が故意又は過失により企画の準備又は実施において損害を発生させた場合において、実行委員会が参加保証金を賠償に使用してもなお不足があるときは、当該不足分を当該団体の構成員が連帯して賠償すること。

(禁止事項)

第51条 団体及びその構成員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 参加団体であるのに、工大祭当日に企画を実施しないこと。
- 二 実行委員会に通知した事項に反して企画を実施すること。
- 三 企画実施場所として指定されていないキャンパス内の場所で企画を実施すること。
- 四 実行委員会に対し、故意に虚偽の申請、届出、報告、答弁その他の行為をすること。
- 五 あらかじめ実行委員会の書面による同意を得ることなく、規約の規定による地位を第三者に承継させ、又は規約の規定から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供すること。
- 六 参加団体の構成員、共催企画に係る第9条第1号の者又は第41条第1項の許可を受けた者以外の者に企画の実施を委ねること。
- 七 講義室内で火気を使用すること。
- 八 実行委員会が定める方法によらないで火気を使用すること。
- 九 金額の多寡を問わず、第45条第1項の承認を得ることなく販売行為をすること。
- 十 不当な価格で販売行為をすること。
- 十一 特定の宗教又は政治思想に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をすること。
- 十二 工大祭の開場時間中に、キャンパス内で飲酒をすること。
- 十三 工大祭当日の工大祭終了後に正当な理由なくキャンパス内に残留すること。ただし、複数の工大祭当日が複数の

- 日であるときは、いずれの日についても適用する。
- 十四 公序良俗に反する行為をすること。
- 十五 工大祭の運営等又は企画の実施等を故意に妨害すること。
- 十六 大学が禁止する行為をすること。
- 十七 法律若しくは法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反すること。

第5章 指示及び監督

第1節 指示

- 第52条** 実行委員会は、その事務を行うに当たって必要があると認めるときは、団体に対し、指示をすることができる。
- 2 前項の指示は、実行委員会の事務の円滑な実施を図るため合理的に必要と判断される範囲内のものに限り、かつ、当該指示を受ける団体若しくはその構成員の権利を不当に侵害し、又はこれらのものに不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 3 実行委員会は、その事務における同一の目的を実現するため一定の条件に該当する複数の団体に対し指示をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ、これらの指示に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、事務の実施に支障のない範囲内で、当該指示を受ける可能性のある団体にこれを示すよう努めなければならない。
- 4 第1項の指示を受けた団体は、その指示に従わなければならない。

第2節 監督

(改善命令等)

- 第53条** 実行委員会は、団体について次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、当該団体の企画の実施等を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 一 団体又はその構成員が規約（当該団体が同意したものに限る。以下この節において同じ。）若しくは規約に基づく命令（この項の規定によるものを除く。）又はこれらに基づく処分に違反したと合理的に判断するとき。
- 二 団体による企画の実施等によって人の生命、身体又は財産に対する危害が発生したとき。
- 三 団体による企画の実施等によって人の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 実行委員会は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず当該団体がその命令に従わないと認める場合において、適正な工大祭の運営等及び企画の実施等の確保のために当該団体に同項の措置を確実に講じさせることが必要であると認めるときは、当該団体に企画の準備又は実施の全部又は一部を停止すべきことを命じることができる。
- 3 実行委員会は、第1項の規定による命令をした場合において、適正な工大祭の運営等及び企画の実施等の確保のために当該団体に同項の措置を確実に講じさせることが緊急に必要であると認めるときは、前項の規定による処分を即時にすることができる。
- 4 実行委員会は、第2項の規定による処分に係る団体が第1項の規定による命令に従って必要な措置を的確に講じたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。
- (参加資格の取消し及び将来における許認可等の拒否の決定)
- 第54条** 実行委員会は、団体について次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の参加資格を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合にあっては、適正な工大祭の運営等及び企画の実施等の確保のために当該団体の参加資格を取り消すことがやむを得ないと実行委員会が認めるときに限る。
- 一 団体又はその構成員が規約若しくは規約に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したと合理的に判断するとき。
- 二 団体による企画の実施等によって人の生命、身体又は財

産に対する危害が発生したとき。

- 2 前項本文に規定する場合には、実行委員会は、この規約が適用される工大祭の後に開催される工大祭及びこれに類する催しにおける参加資格の付与及びこれに類する実行委員会がすることとされている許認可等を当該団体にしない旨の決定をすることができる。ただし、同項第1号に該当する場合にあっては、適正な工大祭の運営等及び企画の実施等の確保のために当該決定をすることがやむを得ないと実行委員会が認めるときに限る。

(再調査の請求)

- 第55条** 第53条第1項の規定による命令又は同条第2項若しくは前条第1項の規定による処分（以下この条及び次条第3項において「処分等」という。）を受けた団体は、その処分等の内容に不服があるときは、実行委員会に対して再調査の請求をすることができる。
- 2 再調査の請求をする団体は、書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
- 3 再調査の請求は、処分等を受けたことを知った日（社会通念に照らして当該団体が当該処分等を受けたことを知ることができる状態に置かれた日をいう。）の翌日から起算して10日を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 処分等について再調査の請求をした団体は、当該処分等について再び再調査の請求をすることができない。
- (再調査の請求に対する決定)
- 第56条** 再調査の請求が規約の規定に適合しないときは、実行委員会は、決定で、当該再調査の請求を却下する。
- 2 再調査の請求が規約の規定に適合する場合において、当該再調査の請求が理由のないものであるときは、実行委員会は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。
- 3 再調査の請求が規約の規定に適合する場合において、当該再調査の請求が理由のあるものであるときは、実行委員会は、決定で、当該処分等の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。この場合において、再調査の請求をした団体の不利益に当該処分等を変更することはできない。

第6章 手続

第1節 申請

(審査基準)

- 第57条** 実行委員会は、審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその規約の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。第63条第1項において同じ。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めるものとする。
- (申請の形式上の要件)
- 第58条** 規約に定めるもののほか、申請書等への記載事項、申請書等に添付すべき必要な書類、申請をすることができる期間その他の申請の形式上の要件は、実行委員会が定める。
- (申請に対する審査)
- 第59条** 実行委員会は、申請が実行委員会に到達したときは、遅滞なく、当該申請の審査を開始しなければならない。
- 2 実行委員会は、前条の申請の形式上の要件に適合しない申請については、当該申請により求められた許認可等を拒否することができる。
- (補正の求め及び照会)
- 第60条** 実行委員会は、審査をする上で、申請により求められた許認可等を拒否することが適当であると判断したとき、又は申請書等の記載若しくは添付書類その他の申請の内容につき疑義が生じたときは、申請をしたものに対し、当該申請の補正を求め、又は当該申請の内容について照会をすることができる。
- (参酌等による許認可等)
- 第61条** 実行委員会は、審査をする上で申請により求められた許認可等を拒否することが適当であると判断した場合であっても、前条の補正の結果又は同条の照会に対する回答を勘案することその他の参酌をすることにより、かつ、第6条第3項の規定による行動指針に照らして、当該申請により求め

られた許認可等をすべきであると判断するときは、当該許認可等をすることが適当であると判断したものとみなすことができる。

(申請に対する応答)

第62条 実行委員会は、申請の審査をしたときは、申請をしたものに、申請に対する諾否の応答をしなければならない。

(理由の提示)

第63条 実行委員会は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をするときは、申請をしたものに対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、規約に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合において、当該申請がこれらに適合しないことが申請書等の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請をしたものの求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文の処分を书面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 不利益処分

(不利益処分の理由の提示)

第64条 実行委員会は、不利益処分をするときは、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 実行委員会は、前項ただし書の場合には、当該名宛人の所在が判明しなくなった場合その他処分後において理由を示すことが困難な事情がある場合を除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を书面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第3節 届出

(届出の形式上の要件)

第65条 規約に定めるもののほか、届出書等への記載事項、届出書等に添付すべき必要な書類、届出をすることができる期間その他の届出の形式上の要件は、実行委員会が定める。

(届出)

第66条 届出が前条の届出の形式上の要件に適合しているときは、当該届出が実行委員会に到達した時に、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第7章 雑則

(許認可等の条件)

第67条 実行委員会は、規約の規定による許認可等に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許認可等の趣旨に照らして、又は当該許認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許認可等を受けるものに不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(規約の変更等)

第68条 規約は、その規約に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)第548条の2第1項に規定する定型約款とみなす。

2 実行委員会は、相当の事由があると認められるときは、民法第548条の4の規定により、前項の規定により定型約款とみなされる規約を変更することができる。

(免責)

第69条 実行委員会は、工大祭に関連して損害が発生した場合であっても、その損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、その損害の全部又は一部が実行委員会が故意又は重大な過失により発生させたものであるときは、その損害の当該全部又は一部については、この限りでない。

2 前項の規定は、実行委員会と団体との工大祭に関連する関係が消費者契約(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第3項に規定する消費者契約をいう。次項において同じ。)に該当するときは、適用しない。

3 実行委員会は、工大祭に関連して損害を賠償する責任を負うときは、5万円を限度として、その責任を負うものとする。ただし、実行委員会と団体との工大祭に関連する関係が消

費者契約に該当する場合において、その損害の全部又は一部が実行委員会が故意又は重大な過失により発生させたものであるときは、その損害の当該全部又は一部については、この限りでない。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から、その効力を有する。

○ 工大祭におけるテックちゃんの利用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、平成25年度までに工大祭実行委員会によるマスコットキャラクターの不適切な利用が一部であったことを反省とし、工大祭マスコットキャラクターの各種利用に対してある程度の基準を与え、利用者がなるべく疑問なくマスコットキャラクターを利用できるようにすることを第一の目的とし、同時にこの規約の内容がマスコットキャラクター利用のガイドラインとして機能することを第二の目的としています。

(定義)

第2条 マスコットキャラクターとは、「テックちゃん」のことをいいます。

(他の規約との関係)

第3条 用語の定義やテックちゃんの利用についての全体的な内容については「マスコット利用規約(<https://mascot.koudaisai.jp/#agreement>)」に準じ、この規約においては特に、工大祭における参加団体によるマスコットキャラクターの利用について定めるものとします。

(テックちゃんの利用)

第4条 「テックちゃん」の著作権は工大祭実行委員会、及び原案者であるヒダに帰属します。

2 テックちゃんを利用した二次利用作品を作る場合、作品のどこかにテックちゃんの著作権が工大祭実行委員会及びヒダに帰属する旨(以下この項において「著作権情報」といいます。)を明記するか、または著作権情報を記載した媒体を同梱するようにしてください。

3 テックちゃんの二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布及び実演は、有償、無償問わず、また作品の形態に依らず、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。

4 非商用として利用する場合と工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合に限り、二次利用作品の公開、頒布、及び実演が、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、及び原案者への連絡は任意です。(商用の二次利用については第8項)工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合、企画内容が金銭のやりとりを有するものであっても、二次利用作品の公開、頒布、及び実演に対して特に制限することはありません。

5 以下の条件に当てはまる二次利用作品、及び二次創作作品の、公開、頒布、及び実演はできません。

一 テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある場合

二 作品の公開、実演、及び頒布自体が公序良俗に反する場合

6 第5項で禁止されていない二次利用作品、及び二次創作作品であっても、工大祭実行委員会、または原案者が不適当と判断した作品については、その判断理由と共に公開、頒布、及び実演の停止を命じる可能性があります。利用できるかどうかの判断に不安がある場合は事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口(mascotcharacter@koudaisai.jp)までお問い合わせください。

7 工大祭内の企画でのテックちゃんの利用についてのみ、以下のような表現を含む作品の公開、頒布、及び実演はできません。もし発見した場合は工大祭実行委員会が予告なくその作品の公開、頒布、及び実演の中止を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

- 一 テックちゃんや工大祭のイメージを損なう可能性がある表現
 - 二 未成年者を含む不特定多数の人が閲覧・入手することによって、公序良俗に反すると考えられる表現
- 8 以上の規約を満たして、連絡が必要ない範囲の利用であっても、有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合（企業以外の個人、及び団体も含む）は、利用の前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご連絡ください。
- 9 以下の場合、事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご相談ください。
- 一 テックちゃんの一次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合
 - 二 テックちゃんの二次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合。ただし、その利用した二次創作作品の制作者に事前に許可を得ているものとします。
 - 三 テックちゃんの二次利用作品、または二次創作作品を「公認作品」として公開、頒布、及び実演したい場合（この規約の内容の変更）

第5条 工大祭実行委員会は、この規約の内容を変更するには、あらかじめ、ヒダの同意を得なければならないものとします。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から、その効力を有するものとします。